

葛飾区公文書等管理条例等に対する区民意見提出手続
(パブリックコメント手続) の実施結果について

1 実施期間

令和6年12月12日(木) から令和7年1月14日(火)

2 閲覧場所

総務課、区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館
区ホームページ

3 提出された意見の数

意見提出者数 4名

意見数 7件

4 提出された意見の取扱い

◎：条例(案)に意見を反映するもの 0件

○：条例(素案)にすでに入っているもの 4件

□：意見・要望としてお聞きし、今後の参考とするもの 3件

5 提出された意見の概要と区の考え方

次表のとおり

(仮称) 葛飾区公文書等管理条例(素案) 及び葛飾区情報公開条例の一部改正(案) に対する区民の意見の概要と区の方針

- 【取扱い凡例】 ◎：(仮称) 葛飾区公文書等管理条例(素案) 又は葛飾区情報公開条例に意見を反映する
 ○：(仮称) 葛飾区公文書等管理条例(素案) 又は葛飾区情報公開条例の一部改正(案) に入っている
 □：意見・要望としてお聞きし、今後の参考とする

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の方針
1	公文書等管理条例	公文書管理条例の制定について賛意を示します。その上で、現用文書に対する制御から特定歴史的公文書の活用までを担える人材の配置を期待します。特に13条の利用の促進を行うには専門職が必要です。庁内公募により、職員に国立公文書館のアーカイブズ研修の受講及び認証アーキビスト取得を進めさせ、当該業務に配置すべきです。行政経営の質を向上することにも繋がると考えます。	○	条例制定に賛意をいただきありがとうございます。人材の配置については重要な課題と認識しており、令和6年度から総務課に公文書等専門員(認証アーキビスト)を配置しておりますが、これに加えて職員の意識の底上げも重要であると考えております。公文書等管理条例第20条の規定に基づき全職員への研修を実施するとともに、いただいたご意見のように国立公文書館等の専門研修の受講を進めるなど、専門性を備えた職員の育成に努めてまいります。
2	公文書等管理条例	特定歴史的公文書の保存活用のある公文書館を整備することの議論が十分でないように思われます。「公文書館」は整備せず展示などは博物館や図書館、区役所で行われるのでしょうか、「館」がないことで国立公文書館からアーカイブズ情報を獲得し辛くなる可能性があります。全国公文書館長会議やアーカイブズ研修Ⅱへの参加など、能動的にアーカイブズ情報を得るためのチャンネル作りを欠	○	当区においては、歴史的公文書や保存期間6年以上の文書等を、防災・防犯措置がとられている倉庫に外部保存しているため、現時点では区内に公文書館を整備することについての検討は行っておりません。一方で、公文書館の機能は必要であると考えておりますので、公文書等管理条例第13条に基づき区の施設を利用して展示等を実施するとともに、区民の閲覧等もスムーズに実施できるようにしていきたいと考えております。 いただいたご意見のとおり、「館」がないことによる影響を十分

		かさないようにしてほしいと思います。		に認識したうえで、積極的にアーカイブズ情報を得るようにしていきます。
3	公文書等 管理条例 + 情報公開 条例	保存する場所や情報公開の申請方法など詳しい内容が欠けているように思いました。誰にも開かれた葛飾区になるためにも、情報公開手続きがスムーズにいくようにネット申請などデジタル化をお願い致します。	○	<p>具体的な保存場所は条例には規定していませんが、「適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において（公文書等管理条例第6条第1項）」保存することとしております。この規定に基づき、引き続き適切な場所において保存していきます。</p> <p>また情報公開の申請方法等については、公文書については情報公開条例第6条に、特定歴史的公文書については情報公開条例第15条に規定する予定です。情報公開請求の具体的な手続きは区ホームページ等に掲載しておりますが、オンライン申請はすでに実施しており、今後も継続いたします。さらに公文書等管理条例制定後は、第22条の規定に基づき、区民利用の促進等に資するため、公文書等の電子化を推進してまいります。</p>
4	公文書等 管理条例 + 情報公開 条例	個人に関する情報も保存期限を定めず、当該者が亡くなってから一定期間経過したら、公表可能にしてもよいのではないのでしょうか。区に功績を残していれば、顕彰にもなるからです。遺族からすれば家系を知る手がかりにもなります。	○	<p>顕彰にかかわる文書として「自治功労表彰に係る被表彰者の決定」等の文書の保存期間は30年としており、歴史的公文書に指定し永久保存しております。また、特定歴史的公文書の公開の際には時の経過を考慮して公開の判断を行うこと（情報公開条例第15条の2第2項）としており、当該文書に個人に関する情報が含まれていた場合には、当該個人が逝去されているかどうかなどの時の経過を考慮して、開示の可否を判断することとなります。</p>
5	公文書等 管理条例	保存期間の判断が重要になりますので、第三者機関が必要になるかと考えます。	○	<p>今回設置する予定の第三者機関（葛飾区公文書等管理委員会）の所掌事務に、「公文書管理規程等の制定及び改廃に関する事項」を定める予定です（公文書等管理条例第15条第2項第2号）。この公文書管理規程の中に、保存期間の規定を設ける予定であるため、い</p>

				ただいたご意見のとおり、保存期間を第三者機関に確認していただくことになると考えております。
6	公文書等 管理条例	<p>どのような文書も歴史的な記録で価値があり、仮に今や数十年後に不要と判断だとしても、数百年後には当時の歴史や文化を表すための貴重な資料となります。</p> <p>「保存期間及び保存期間が満了する日」などは一切設定せずに、半永久的に文書を保管し検索および閲覧でき続ける状態にするべきです。保存するための資金や技術が存在し、年々技術の進歩で費用が減っているにもかかわらず、それらが永久に失われてしまうのは勿体ないことですし、我々はできるだけ残し続ける体制をとるべきです。</p>	□	<p>ご意見のとおり、区が保有する文書には、当時の歴史や文化を記録している文書もあります。その一方で、例えば、事務用品などの少額な品物購入のための文書や区役所内部の会議室等の予約のための文書、といったような、内容が軽易な文書も多数あります。さらに文書を永久に保存するためには、保存場所やデータ領域の確保だけでなく、データの見読性を確保するために、機器やソフトウェアの更新作業を継続的に実施することが必要となります。これらの状況から、すべての文書を永久に保存するのは現実的ではないと考えます。</p> <p>したがって、その文書の内容に応じて、保存期間を設定し、将来にわたって区の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となる公文書（歴史的公文書）を、第三者機関（葛飾区公文書管理委員会）のご意見をお聞きして選定し、永久に保存する仕組みを、公文書等管理条例に定めるものです。</p>
7	公文書等 管理条例	<p>区民と区長との意見交換会の保存期間は5年間ですが区政や区民の意見も歴史的価値があるから、永久保存すべきです。</p>	□	<p>「区民と区長との意見交換会会議録」は、保存期間を30年としております。ご意見のとおり永久保存すべき文書だと考えておりますので、歴史的公文書に指定し、永久保存していく予定です。</p>